

明 資 循 第 99 号
2025 年(令和 7 年)2 月 17 日

明 石 市 長 丸 谷 聡 子
(公印省略 環境室資源循環課)

公募型見積合せの実施について

令和 7 年度に予定している小型電子機器等再資源化事業(引渡し単価契約)について、公募型見積合せを実施しますので、参加を希望される方は、下記要領により申請書等を提出してください。

記

1 公募型見積合せに付する事業

- (1) 事 業 名 小型電子機器等再資源化事業(引渡し単価契約)
- (2) 事 業 場 所 明石市大久保町松陰 1131 番地
明石市環境産業局環境室 資源循環課 (明石クリーンセンター内)
- (3) 事 業 期 間 2025 年(令和 7 年)4 月 1 日から 2026 年(令和 8 年)3 月 31 日まで
- (4) 事 業 内 容 別紙仕様書のとおり

2 見積合せ参加要件 (参加者は、次のすべての要件に該当すること。)

- (1) 下記の①、②のいずれかに該当し、2025 年度(令和 7 年度)・2026 年度(令和 8 年度)の明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)に「廃棄物処理」或いは、「不用品の買受」で登録申請を、2025 年(令和 7 年)2 月 14 日までにを行い、受理されていること。

- ① 明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)のサービス業務の部に契約の種類が「廃棄物処理」で登録されていること。
- ② 明石市入札参加資格者名簿(物品・サービス)のサービス業務の部に契約の種類が「不用品の買受」で登録されていること。

※明石市競争入札等参加資格審査申請の詳細については、明石市ホームページ「入札コーナー」の「業者登録情報」「追加による競争入札等参加資格審査申請」を参照してください。

- (2) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 10 条第 3 項の、主務大臣から認定を受け同法に関する「国の認定事業者」であること。
- (3) 国の認定書の 3. 使用済小型電子機器等の収集を行う区域において、「兵庫県」が明記されていること。
- (4) 明石市契約規則(平成 5 年規則第 10 号)第 3 条の規定に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (7) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せの日の前日までに完納していること。見積合せの日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (8) 見積合せの日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)を完納していること。また、契約予定者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。

(9) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で見積合せに参加できる者。

3 仕様書等のダウンロード

2025 年(令和 7 年)2 月 17 日(月)から、本公告文を掲載している市のホームページで取得可能です。

4 現場説明の申込み

(1) 期間

2025 年(令和 7 年)2 月 17 日(月)から 2025 年(令和 7 年)2 月 19 日(水) 午後 3 時まで

(2) 方法

ア 現場説明の申込みを希望する者は、上記期間内に資源循環課へ現場説明予約申込票（指定様式）をファクシミリ(078-918-5793)により申込んでください。

イ 申込票受け付け後、資源循環課が現場説明の日時等を指定します。

(3) 現場説明の日時

ア 2025 年(令和 7 年)2 月 18 日(火)から 2025 年(令和 7 年)2 月 20 日(木)

5 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリ(078-918-5793)により、資源循環課へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

2025 年(令和 7 年)2 月 17 日(月)から 2025 年(令和 7 年)2 月 20 日(木) 午後 1 時まで

明石市環境産業局環境室 資源循環課 公募型見積合せ（小型家電）契約担当 宛

(2) 質問に対する回答

2025 年(令和 7 年)2 月 25 日(火) 市のホームページにおいて公表します。

6 見積合せ参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角 2 封筒等の A 4 サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。

ア 公募型見積合せ参加申込書

イ 見積書（指定様式）

ウ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の「認定書(写し)」

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 2025 年(令和 7 年)2 月 25 日(火)市のホームページに、仕様書等に関する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 環境産業局環境室資源循環課への郵便物の必着期限は、2025 年(令和 7 年)3 月 5 日(水)午後 5 時です。この必着期限を過ぎて到着したものは無効とします。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリ(078-918-5793)により環境産業局環境室資源循環課へ公募型見積合せ参加確認書（指定様式）を送付してください。

明石市環境産業局環境室 資源循環課 公募型見積合せ（小型家電）契約担当 宛

7 見積合せの日時及び場所

- (1) 日時 2025 年(令和 7 年)3 月 7 日(金) 午前 10 時 00 分
- (2) 場所 明石クリーンセンター 管理棟 2階 研修室

8 契約保証金

契約単価に引渡し予定量を乗じて得た金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、明石市契約規則第 25 条第 1 項各号に該当する場合は免除する場合等があります。

9 見積方法

- (1) 見積金額は、小型家電の契約希望単価 [10kg あたりの税込金額] 金額を記載すること。

10 引渡し単価契約による金額支払方法

年度末締め一括支払い

11 予定価格 (税込)

100.00円 (10 kg あたりの税込価格)

12 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、総務局財務室契約担当及び明石市のホームページ (入札コーナー) において閲覧することができます。

13 見積に関する条件

- (1) 見積書が所定の日時までに到着していること。
- (2) 見積者が同一事項について 2 通以上した見積でないこと。
- (3) 見積者の記名押印があり、見積内容が明確であること。
- (4) 見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積でないこと。

14 無効とする見積

- (1) 見積に参加する者としての必要な資格のない者の行った見積。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った見積。
- (3) 見積に関する条件に違反した見積。

15 見積結果及び契約について

- (1) 契約締結に際しては、小型家電の 10 kgあたりの単価で契約することとします。
- (2) 見積合せの場所においては、いったん全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (3) 資格審査については、最高金額見積者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で契約予定者を決定します。なお、場合によっては環境室資源循環課(明石クリーンセンター内)または、市役所までお越し願うこともあります。
- (4) 見積結果は、2025 年(令和 7 年)3 月 10 日(月)から市のホームページに掲載します。

16 年度開始前準備行為

本見積合せについては、令和7年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和7年4月1日に契約を行うこととなります（ただし、令和7年4月1日時点においても契約予定者が見積合せ参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、見積合せの参加要件を一項目でも満たしていないこととなった場合は失格となります。この場合においては、次順位以下の見積合せ参加要件をすべて満たす者と契約を行うこととなります。）。

なお、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、本見積合せ等に要したすべての費用について明石市に請求することができず、本見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

17 その他

- (1) 提出書類等に不備がある場合には無効になるので、この業務の見積参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認したうえで申し込むこと。
- (2) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (3) この業務の見積参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認したうえで申し込むこと。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この見積における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 見積参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最高価格見積者であっても、資格審査において必ずしも契約予定者とならない場合があります。この場合において、見積合わせ等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (7) その他見積合せ及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。